

公益財団法人全日本柔道連盟 第三者委員会報告書

平成25年3月12日

公益財団法人全日本柔道連盟

会長 上村春樹 殿

公益財団法人全日本柔道連盟第三者委員会

委員長 笠間治雄

委員 香山リカ

委員 高橋優子

委員 田嶋幸三

委員 フラマン ピエール

貴連盟の諮問に対する本委員会の答申は下記のとおりです。

記

第1 はじめに

本委員会は、平成25年2月5日に開催された公益財団法人全日本柔道連盟（以下、「全柔連」という。）の理事会決定に基づき、同月13日に設置され、園田隆二前全日本女子ナショナルチーム監督（以下、「園田前監督」という。）等による女子選手に対する暴力的指導（暴言を含む）が行われた問題（以下、「本件問題」ともいう。）に関し

第一 本件問題に対する全柔連の対応上の問題点、その責任の所在、関係者に対する処分の妥当性の検証

第二 上記第一に関する検証の過程で判明した全柔連の組織上の問題点等の改善に関する方策

について諮問され、審議の上答申することとされた。

第2 審理等の経過

1 第一回会議

日時 平成25年2月19日午前11時～午後2時

場所 講道館新館

出席委員 委員全員

審理事項 本件問題に関する事務局による調査資料を踏まえ、諮問事項第一に関する論点整理

2 第二回会議

日時 平成25年3月1日午後0時～午後3時

場所 講道館新館

出席委員 委員全員

審理事項 本委員会による聞き取り調査を踏まえ、諮問事項第一に関する答申案の取

り纏め及び同第二に関する論点整理

3 委員による自由討議

日時 平成25年3月6日午前10時～午後6時
場所 JFAハウス
出席委員 委員全員（本委員会事務局員は出席せず）
討議事項 本委員会による聞き取り調査、全柔連理事会議事録検討等の調査全般を踏まえ、諮問事項第二に関する答申の基本方針の合意

4 第3回会議

日時 平成25年3月8日午後1時～午後4時
場所 講道館新館
出席委員 委員全員
審理事項 本委員会による答申案の取り纏め

5 全柔連会長宛答申

日時 平成25年3月12日午後0時
場所 講道館本館

第3 本委員会の調査の概要

1 聴き取り調査

柔道関係者約20名（人数を明らかにすることを拒む聴取対象者が存在）

2 本委員会事務局提出に係る資料の検討

全柔連評議員会議事録、同理事会議事録、同総務委員会倫理推進部会議事録等

第4 本委員会が認定した事実

1 園田監督のナショナルチーム所属の女子選手（以下「A選手」という。）に対する暴力的指導の存在など

関係証拠によれば、園田前監督のA選手に対する別紙記載のとおり暴行及び暴言の事実があったことが認められる。

〔2012年10月2日付けA選手作成に係る「園田ヘッドコーチの暴力行為について」と題する書面、園田前監督、A選手の「聴き取り調査結果要旨」など〕

ところで、柔道の創始者嘉納治五郎師範は、柔道修行の目的について、「柔道は、心身の力を最も有効に使用する道である。柔道の修行は攻撃防御の練習によって身体精神を鍛錬修養し、斯道の神髓を体得することである。そうしてこれによって己を完成し世を補益するが柔道修行の究竟の目的である。」としている。

柔道は、勝つために修行するものではなく、人間教育のために修行すべきものであることが、ここに高らかにうたわれているのである。

この精神を、柔道の指導に関わる者すべてが理解し実践することが出来たならば、本件問題の発生はあり得なかったであろう。しかし、競技団体である全柔連の全日本女子ナショナルチームの指導者であった園田前監督にとって、指導の現場において従うべき、暴力を用いた指導を禁止する倫理上の具体的な指針が存在しなかったのも事実である。そのため、監督・コーチらが、暴力的指導が許されないことであるという

ことに思い至らなかったことも否めない事実である。

平成20年11月に女子ナショナルチーム監督に就任した園田前監督らは、日本の女子選手が外国人選手に勝つためには体力の増強が必要であるとして、ときに暴力的指導を行いつつ選手に練習量の負荷をかけ、一方、指導を受ける側の女子選手らは、暴力ないし暴力的雰囲気为背景とした押しつけ的練習であるとして反発を強めていた。

〔園田前監督、徳野和彦前全日本女子ナショナルチームコーチ（以下、「徳野前コーチ」という。）、山口香広報委員会副委員長（以下、山口副委員長という。）、A選手、女子選手らの「聴き取り調査結果要旨」〕

2 全柔連執行部会構成員が園田前監督のA選手に対する暴力的指導の事実を知悉したこと

平成24年10月7日ころ、折から開催されていた国民体育大会岐阜大会の現地において、全柔連の上村春樹会長（以下、「上村会長」という。）、藤田弘明副会長（以下、「藤田副会長」という。）、佐藤宣践副会長（以下、「佐藤副会長」という。）、小野澤弘史専務理事（以下、「小野澤専務理事」という。）、村上清事務局長（以下「村上事務局長」という。）の執行部会構成員が一堂に会した際、佐藤副会長が、他の執行部会構成員に対し、本件問題の概要について話したことにより、本件問題を執行部会構成員全員が認識するところとなった。

なお、佐藤副会長は、A選手の被害状況を関係者に確認する過程で、徳野コーチによる女子選手に対する暴力的指導の事実も把握していた。

〔執行部会構成員、山口副委員長の「聴き取り調査結果要旨」〕

3 全柔連幹部による本件問題に対する対応状況

全柔連幹部は、本件問題を、指導する立場である園田監督と指導を受けるA選手との間の一対一の人的に限定された問題であると捉え、本件問題に対する対処の力点を、佐藤副会長主導の下で、園田監督とA選手との間の信頼関係の回復を図ることにおき、暴力的指導がA選手及び他の選手等に及ぼす悪影響等について、適切な調査を行う発想はなかった。

したがって、その後の全柔連幹部による本件問題解決に関する動きとしては

- ①上村会長が、岐阜国体の現地で、当時の吉村和郎強化委員会委員長（以下、「吉村前委員長」ともいう。）に対し、園田前監督に対する指導を促したこと
- ②佐藤副会長が、岐阜国体の現地で、吉村前委員長に対し、園田前監督に対する指導を促したこと
- ③吉村前委員長が、岐阜国体の翌週ころ、講道館において、園田前監督に対し、叩くのは控えるべきである旨の指導をしたこと
- ③平成24年10月9日ころ、佐藤副会長が、徳野前コーチに対し、暴力的な指導をやめるように指導したこと
- ④同月末にブラジル国で開催された団体大会の折、上村会長が、園田監督に対し、暴力的な指導をやめるように指導したこと

が認められるものの

そのような対応によっては、園田前監督らをして、女性であるA選手が暴力的指導を